社会·援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

〇 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のため の「重層的支援体制整備事業」の創設について

1 包括的支援体制の整備に向けた検討について

厚生労働省では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の 関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、 助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創 っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進している。

具体的には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する 法律(平成29年法律第52号。以下「改正法」という。)による社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力 義務とされたところであり(平成30年4月1日施行)、市町村においては、地域共生 社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(以下「モデル事業」という。)も活用 しながら、包括的な支援体制の整備を進めてきている。

また、令和元年5月から12月にかけて、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)を開催し、12月26日に最終とりまとめがなされた(※)。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるとされた。

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、新たな事業の創設に当たり、以下のような留意点が示されている。

- ・新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手挙 げに基づき、段階的に実施すべきである。
- ・新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や 会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ・国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。
- ※地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html

2 今後の取組

最終とりまとめを踏まえ新事業として「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案(令和3年度施行)が閣議決定され、国会に提出されました。また、令和2年度のモデル事業は、実施箇所数を令和元年度の200から250に増やすとともに、新事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」等の内容を追加している。

各自治体におかれては、地域共生社会の推進を担当する部局と介護保険担当部局等 が連携してモデル事業を活用し、新たな制度への移行に向けた積極的な取組をお願い したい。特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体については、新 たに追加する「地域づくりに向けた支援」と「参加支援」も併せて実施いただくなど、 積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、重層的支援体制整備事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに 分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこ ととなる。改正法案が成立すれば、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、各自治 体の実施意向の確認などを行うことを検討しているので、ご留意いただきたい。

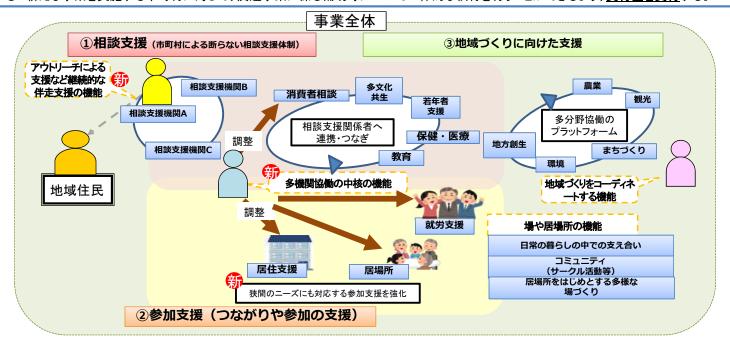
参考資料

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)ーつの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないように するための経費按分に係る事務負担が大きい。
- つこのため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
 - 事業実施の際には、①~③の支援は全て必須 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付**する。

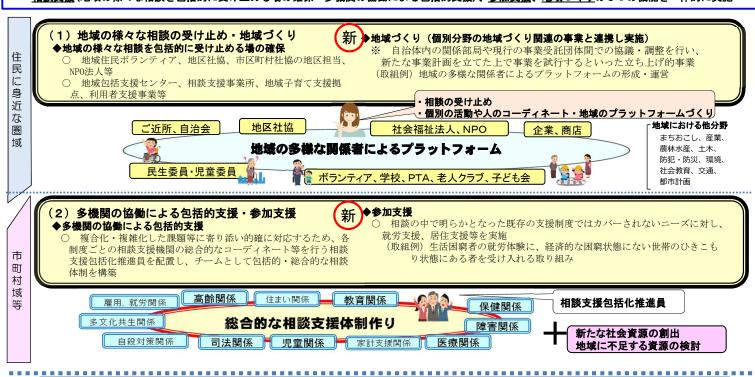


「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算案:39億円 (令和元年度予算額:28億円)

> 実施主体:市町村(200→250か所) 補助率:3/4

<u>相談支援</u>(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、<u>参加支援</u>、地<u>域づくり</u>の3つの機能を一体的に実施



(3)包括的支援体制への移行に係る調査事業

・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体の解解の検討

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会:子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援二一ズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業 及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】
 - ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き 高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、 社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. **社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)